

(別表)

ケアステーション 藤が原 利用料金表

※(1)介護サービスご請求分内訳

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単価	652単位/日	720単位/日	793単位/日	862単位/日	929単位/日
サービス提供強化Ⅱ	18単位/日	18単位/日	18単位/日	18単位/日	18単位/日
看護体制加算	4単位/日	4単位/日	4単位/日	4単位/日	4単位/日
夜勤職員配置	18単位/日	18単位/日	18単位/日	18単位/日	18単位/日
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	40単位/月	40単位/月	40単位/月	40単位/月
介護処遇改善加算を加えた合計単位数A	A=[(上記合計単位数(日)×利用日数)+上記合計単位数(月)]×0.083(小数点以下四捨五入)				
介護特定処遇改善加算を加えた合計単位数B	B=[(上記合計単位数(日)×利用日数)+上記合計単位数(月)]×0.027(小数点以下四捨五入)				
5級地換算による計算金額C	C=[(上記合計単位数(日)×利用日数)+上記合計単位数(月)+A+B]×10.45(1円未満切り捨て) <5級地は1単位が10.45円になります>				
ご請求金額D	D=C-(C×0.9) * (C×0.9)は1円未満切り捨て				
30日利用、負担割合1割の場合の請求金額	24,127円	26,494円	29,034円	31,435円	33,766円
30日利用、負担割合2割の場合の請求金額	48,254円	52,988円	58,067円	62,870円	67,532円
30日利用、負担割合3割の場合の請求金額	72,381円	79,482円	87,100円	94,304円	101,298円

* 上記の他個別対象者には療養食加算6単位/1食、初期加算(入所時から30日)30単位/1日が合計の単位数に加えて計算いたします。また、外泊時には、上記金額はかかりませんが、外泊加算として最長6日間は246単位/1日及び居住費(6日間までは通常金額、7日目からは一律2,006円)がかかります。なお、お出かけの日及びお帰りの日は通常料金となります。

※(2)居住費・食費ご請求分内訳

利用者負担限度額区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
世帯全体が市町村民税非課税の方で 老齢福祉年金受給者の方 第1段階	1日当たり	居住費	820円	食費	300円
世帯全体が市町村民税非課税の方で、 本人の課税年金収入額と合計所得が80 万円以下の方 第2段階	1日当たり	居住費	820円	食費	390円
世帯全体が市町村民税非課税の方で、 合計所得額と課税年金収入額の合計が 80万円を超え266万円未満の方 第3段階	1日当たり	居住費	1,310円	食費	650円
上記以外の方 第4段階	1日当たり	居住費	2,006円	食費	1,392円

* 詳しくは保険者(各市町村)にお問合せください。

※(3) (1)および(2)より30日利用時の合計請求額(療養食加算、初期加算及びその他の利用料金は含まれておりません。)

利用者負担限度額区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	57,727円	60,094円	62,634円	65,035円	67,366円
第2段階	60,427円	62,794円	65,334円	67,735円	70,066円
第3段階	82,927円	85,294円	87,834円	90,235円	92,566円
第4段階	126,067円	128,434円	130,974円	133,375円	135,706円

* 介護保険負担割合1割で計算しています。介護保険負担割合が2割、もしくは3割の方は、相当分増額となります。

☆その他の利用料金

理容・美容料	来訪業者に依頼した場合(1700円～)	実費を徴収させていただきます
移送料	やむを得ない場合の外泊・外泊・通院・入院等の移送(指定協力医療機関以外)	20km未満500円, 20km以上1000円
電気使用料	居室における私物の電気製品を使用している場合	電気毛布, テレビ等電気製品1日/20円
買い物代行料	施設外への買い物に対応した場合	100円(1回)
特別な食事提供料	個別メニュー等にて食事対応した場合	実費を徴収させていただきます
その他の料金	私的の教養娯楽・消耗品代等は、その都度自費負担になります。	実費を徴収させていただきます
外食	施設外飲食店での食事等	実費を徴収させていただきます
おやつ代	施設より提供をご希望される場合	100円/1日
貴重品の管理	預かり貴重品類管理規程に基づき小口現金以外の管理をご希望頂いた時	1000円

* 紙オムツ・日常の衣類の洗濯は料金に含まれております。

* 個別にその他の利用料金が発生した場合には、お小遣いからの支払又は上記請求に加算してのご請求となります。

* 食費は1日1食でも提供した場合には、1日分の負担金となります。また、外泊等でまったく提供しなかった場合は食事負担金はありません。

* サービスの内容等の詳細は、利用契約書・重要事項説明書をご確認ください。